

小児救命救急センターの指定について

1. 背景

重篤な小児救急患者に対する「超急性期」の救急医療は、基本的には救命救急センターや小児専門病院等で提供されることとなっている。しかし、平成21年度、国の「重篤な小児患者に対する救急医療体制の検討会」における報告書において、「小児救命救急センター」や「小児集中治療室（PICU）」の必要性が指摘された。

その後、すべての重篤な小児救急患者が地域において必要な救急医療を受けられる体制の整備を目的に、平成22年度から「小児救命救急センター運営事業」等が創設され、全国で小児救命救急センターが順次指定されている。

2. 大阪府の対応

1 方針

大阪府における三次小児救急医療は、府内16ヶ所の救命救急センターや重症小児対応医療機関（二次）により対応しているが、小児救命救急センターの指定により、人材確保や人材育成などのプラス効果が見込まれるため、府内の小児医療体制の強化を図る。

なお、補助金等により小児救命救急センターを新たに整備・運営支援するのではなく、PICUなどの体制が整っているところを順次指定していくこととする。

2 全体必要数

府全体の小児救命救急センターの必要数に関しては、平成30年度申請のあった医療機関を指定した後、府内における小児救急患者の搬送や受入状況の変化を踏まえた上で、検討していく。

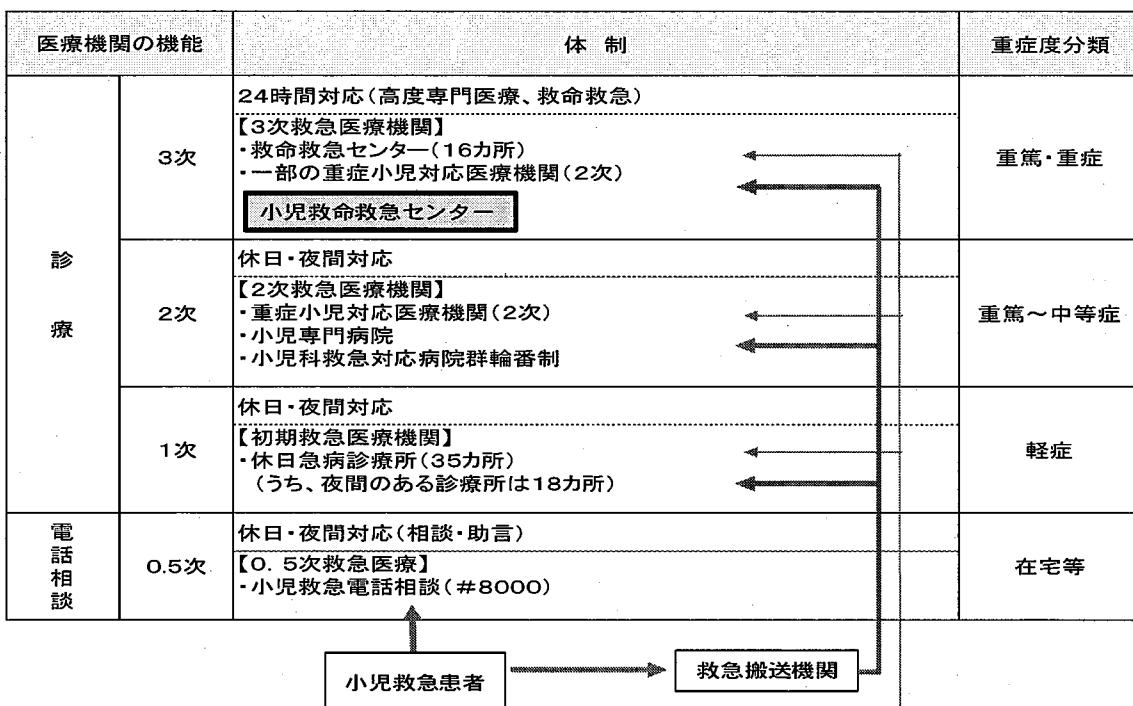
（参考：大阪府医療分野に関する専門家チーム会議（平成23年度））

➢ 「府域に3～4か所のPICUまたはそれに準ずる施設が必要」

3. 役割

- ① すべての重篤な小児患者の24時間受入れ（救急隊からの搬送及び他院からの転院）
- ② 超急性期に引き続き、急性期の高度・専門的医療の提供
- ③ 小児救急医療に関する人材育成
- ④ 小児救急搬送困難症例（特に、乳幼児）の積極的な受入（軽傷・中等症含む）
- ⑤ 小児救急患者の受入れに係る実績等の検証を経年的に実施

4. 大阪府の小児救急医療体制図



- ・3次救急医療機関：診療領域を問わず全ての重篤及び重症な救急患者の「超急性期」に対応
- ・2次救急医療機関：入院・手術を必要とする重篤及び重症、中等症の救急患者に対応
- ・初期救急医療機関：入院・手術を必要としない比較的軽症な救急患者に対応

【参考】他府県の状況 (14か所 平成30年8月現在)

茨城県	筑波大学附属病院
埼玉県	埼玉医科大学総合医療センター
	埼玉県立小児医療センター
東京都	都立小児総合医療センター
	国立成育医療センター
長野県	長野県立こども病院
静岡県	静岡県立こども病院
愛知県	あいち小児保健医療総合センター
兵庫県	兵庫県立尼崎総合医療センター
	兵庫県立こども病院
香川県	四国こどもとおとの医療センター
福岡県	九州大学病院
熊本県	熊本赤十字病院
沖縄県	県立南部医療センター・こども医療センター

大阪府内小児救命救急センター位置図（指定後）

- 1 高槻病院
- 2 大阪市立総合医療センター
- 3 大阪母子医療センター

